

平成 22 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 7 月 21 日

益田委員

それじゃ、私は今日は大きく分けて三つの問題について質問していきたいと思えます。

まず最初に、防災の訓練についてお伺いをしたいと思います。

先日、土曜日に湯河原へ行ってまいりましたが、それとは別に今年の 3 月に、先ほちょっと話が出ておりましたけれども、神奈川県地震防災戦略がつけられました。したがって、この防災の訓練についてちょっと何点か聞いていきたいと思えますが、まず入り口ですので、本年度の防災訓練の予定、これをちょっと最初に言っていただけますか。

訓練担当課長

県では地域防災計画に基づき、首都直下型地震などの大規模地震等に対する防災対策の一層の強化を図るため、年間を通じ各種防災訓練を実施しております。いわゆる防災訓練による運動公園など訓練会場において、実際に人員、資機材等を使用して、救出救助活動等を行う実働訓練、いわゆる実際の人、物の実働訓練と、主として県市の災害対策本部等を対象として、災害状況に基づきまして、災害対策本部内の各部や各防災関係機関の本部と災害に対する各種対処行動等についての連絡調整等を行う図上訓練とに分けて実施しております。

今年度の主要な実働訓練といたしましては、今月の 17 日に湯河原海水浴場で湯河原町と合同で津波対策訓練を実施いたしました。また、8 月 29 日には、県と座間市が合同で総合防災訓練を予定しております。一方、図上訓練につきましては、7 月 23 日、今週の金曜日でありますけれども、国と県、横浜市と合同で緊急対処事態を想定した国民保護図上訓練を実施します。また、来年の 1 月 26 日には、三浦半島断層群の地震を想定し、三浦半島 4 市 1 町と合同して大規模地震対応図上訓練を計画しております。

益田委員

実働訓練であれ、図上訓練であれ、これは毎年やってきている、今おっしゃったとおりね。特に、今年は先ほども言ったとおり、地震防災戦略というなかなか仰々しいタイトルのものをつくり上げたわけですが、今言った訓練、湯河原はこの前終わっちゃったから、それはそれとしておいて、座間だとか、それからあと図上訓練だとか、その訓練に今までの経験と、それから実体験をどういうふうにして投影させていこうとしているのか、その辺をちょっと聞いておきます。

訓練担当課長

昨年度実施した県と小田原市との合同総合防災訓練や、八都県市合同の大規模図上訓練などでは、消防、警察、自衛隊などの各機関との連携要領を訓練いたしました。しかしながら、これは一朝一夕にできるものではなく、また関係者の異動や県庁組織の変更等もあり、継続して訓練する必要があると考えております。

また、地震防災戦略は、地震被害想定調査により想定された人的被害や経済被害について、今後軽減する被害量を減災目標として定め、その目標を達成す

るために必要な対策について、数値目標は減災効果を明示し、被害の軽減を図るための対策を一層推進するもので、具体的には、対象となった神奈川県西部地震に伴う津波被害と三浦半島断層群の地震被害の軽減を設定しております。

このため、今年度の訓練におきましては、先週行いました湯河原町と合同した津波対策訓練や8月29日に行う予定の座間市との合同総合防災訓練、そして来年1月に三浦半島の4市1町で合同して行う大規模図上訓練の場を活用し、引き続き消防、警察、自衛隊などの各機関との連携の更なる充実を図り、地震防災戦略の津波被害と地震被害の軽減を図っていきたいと考えております。

益田委員

そこで、今年度の県と市の合同防災訓練、あとこれは座間のことを言っているのかな。これは後でまた座間のことについては聞くけれども、要するにこれの概要、どんなことを県と座間市とがやるのよと。頼むから分かりやすい答弁を。

訓練担当課長

訓練は大規模地震災害発生時の初動対応を実践し、自主防災組織を中心とした地域防災力の強化や消防、警察等の関係機関の相互連携を図るとともに、県民の皆様の防災意識の高揚を図ることを目的とし、8月29日、先ほど申しましたが、座間市と合同で相模川の座架依橋付近にございます相模川グラウンドで実施いたします。

訓練には、自主防災組織をはじめとした消防や警察、自衛隊、在日米軍、医療関係機関、ボランティア団体等、約100を超える機関が参加します。

訓練内容につきましては、自衛隊の航空機等による発災直後の情報収集訓練や、座間市の自主防災組織による救出救助訓練、地元消防と在日米軍の共同による消火訓練、自衛隊、警察等の広域応援部隊による救出救助訓練などを予定しております。

益田委員

じゃあ、あえて言うと、今まで毎年やってきているわけだ。僕も随分出ているから、あっちこっちね。出ているんだけど、今年度の訓練の特徴というのはここなんだよというのをちょっと教えてもらえますでしょうか。

訓練担当課長

今年度の訓練の特徴であります三つあります。一つは、座間市との初めての合同総合防災訓練であります。このため、座間市の自主防災組織や消防が訓練に参加することが、まず一つの特色であると考えております。

2番目としましては、座間市には陸上自衛隊の第4施設群や在日米陸軍、そして近郊の厚木基地には在日米海軍と海上自衛隊の航空部隊が所在しております。これらの参加が挙げられます。

また、第3番目の特徴としましては、座間市に隣接している隣接消防機関との連携でございます。今回の訓練におきましては、座間市に隣接しております相模原市、大和市、海老名市、綾瀬市からの市消防が参加するとともに、横浜市及び川崎市の消防も参加し、救出救助活動や消火活動などを行います。

益田委員

いろいろある中で、自衛隊は今まですごく長く結構やってくれたけれども、米軍が参加してやっていくというのが、かなり特徴的なことだろうと思います。これはまたちょっと後で聞きますけれども。

それで、前から僕は言っているんだけど、昼間こうやって見通しのいいときにやる訓練というのは、それはそれで非常に分かりやすくいいんだけど、災害は必ずしも昼間とか、見通しがいいときに来るわけじゃなくて、問題は夜、この問題があるわけですね。それで、ちょっとその夜の問題に入っていく前に、非常に夜のその訓練の関係は厳しい、そういう中でやっていくということはちょっと後で聞くとして、今回、避難場所における宿泊等の訓練、いわゆる夜間の訓練、こういうものはどうなんですか。やるのかしら、やらないのかしら。

訓練担当課長

避難場所の訓練であります、今回その29日の当日、県市合同総合防災訓練の当日は実施いたしません。しかしながら、避難所での宿泊訓練につきましては、時期は異なりますが、座間市と座間市の災害ボランティア等が協力し、10月に実施するというように予定しております。また、そのときには自衛隊等への協力も要請する予定でございます。

益田委員

それで、いわゆる非常に見通しが悪い中で災害に遭って、明け方だろうが、とにかく見えないとき、つまり肉眼でなかなか見にくいとき、このときが一番被害が出そうなわけですが、夜間に今まで訓練を、いわゆるそういった意味での訓練、従来昼間やっているような訓練は、おやりになったことはありますか。

訓練担当課長

夜間訓練でございますが、県市合同総合防災訓練のように、消防、警察、自衛隊等が連携し、合同で夜間における大規模な救出救助訓練は、今までのところ実施しておりません。

益田委員

僕はやった方がいいと思うけれどもと言ったら、そうですねという答えしか返ってこないのは分かっているけど、絶対やった方がいいよ。今まで大規模災害が、こちらの都合のいいときに起きてくることはないわけで、やはりそういう真っ暗やみの中だとか、夜間だとか、早朝だとかということでの訓練、それはなかなか訓練のために、そういった人たちに集まってもらうのも大変なことも分かるけれども、でもそこから頭の中では分からない現実の問題というのは、やっぱり見つかるはずだから、絶対やった方がいいということは提案しておきますよ。これやりなさいと言うと、ははあなんて言って終わっちゃうから、それは言わないけれども、絶対やった方がいい。昼間、それはもちろん訓練は大事よ。大事だけれども、毎年毎年いろんなところでいろんな状況の訓練をやることも大事だけれども、とにかく夜間というか、早朝の訓練はやるべきだということを、ここでは一言言うておきます。

そして次に、座間のさっきの話ね。これは非常に僕、興味があるんだけど、座間ね。相模総合補給廠の名前が出たり、それから厚木の海軍の問題が出たりということではございましたが、いわゆる米軍のこの訓練の参加の仕方とい

うのか、僕らが聞いていて分かるように、なるべく分かるように話してくださいでしょうか。

訓練担当課長

米軍の訓練参加でございますが、在日米陸軍の消防隊が、これは指揮車と、それからはしご車1台であります。これが座間市と消防相互援助協約に基づきまして、中高層建物からの救出救助訓練と消火訓練を実施いたします。また、県との覚書に基づき、在日米陸軍の医療チーム、これは5名1組の医療チーム、2個チームの合計10名であります。このチームが参加し、医療救護所において、市の医師会と合同で救護活動を行います。また、在日米海軍につきましては、中型ヘリコプターいわゆるブラックホークと言われるUH-60というヘリコプターですが、それが1機、医療物資の緊急空輸訓練を実施する予定であります。

益田委員

もうちょっと角度を変えて聞きますが、いわゆる米軍のキャンプ座間があって、非常に広い地域を有しているわけですが、例によってゴルフボールが飛び出すの飛び出さないのというぐらい、ゴルフ場もあるぐらいなものでございまして、今回のその訓練で、その地域への避難訓練、これを行う予定はあるのかなのか教えてください。

訓練担当課長

今回、訓練につきましては行う予定はありません。この訓練につきましては、座間市及び在日米軍と調整を行いました。調整が付きませんでしたので、今回は実施を見送ったものであります。しかしながら、今年度は相模原市におきましては、在日米軍と共同して相模総合補給廠へ住民を避難する訓練を実施するというように聞いております。

益田委員

また、ちょっと角度を変えて聞くけれども、米軍の基地で、広域避難場所になっているところはどこどこですか。

訓練担当課長

広域避難所として指定されている場所は、横浜ノースピア、池子米軍用地、相模総合補給廠等と承知しております。

益田委員

実は、広域避難場所というのは非常に重要でして、まさか補給廠の方に、ちょっと南側の座間だ。キャンプ座間のすぐそばにいなながら補給廠まで、広域避難場所はそっちですよなんて、そんなばかげた誘導なんかできっこないじゃない。そんなのまともに聞いてくる方がおかしいと僕は思うよ。そんなところへ、相模総合補給廠までどうやって人が移動してくれるんだよ。だから、僕はこのいわゆる広域避難場所という問題に、基地に協力してもらうというのは絶対条件だと思っているわけだよ。ところが、米軍は言い分があるわけだよ。いろんなことを言っているわけよ。例えば、厚木基地なんていうのは、飛行機が飛んだりなんかするから広域避難場所になりませんと言うけれども、何を言っているんだというんだよ。災害が起きたときに、飛行機なんか飛べるかというんだよ。それよりも、周りにいる住民が広いところにまず避難することが大事じゃない

か。あそこの厚木基地を全部広域避難場所にしてくれというのではないんだよ。見れば一杯空いているところがあるわけだ。キャンプ座間だって今言ったとおり、ボールが飛び出すようなゴルフ場だってあるわけだよ。その地域だけでも広域避難場所にすべきなんだよ。ところが、米軍はそういうことになるに乗ってこないわけだよ。そういうときこそ県が出ていってやらなければしょうがないでしょうということを僕はこう思っているわけ。

ところが、ここには7月20日だよ、今日の日付から見たら数日前に、米軍の厚木航空施設と大和市の基地対策課が、いわゆる防災に関する覚書の締結をしました。聞いていると思う。この中に実は災害救助活動という項目がありまして、その中に臨時避難所、あるいは仮設住宅、こういったものを提供してもいいですよとなっているんです。ということは、臨時避難所というのはこちらの言うところの広域避難場所ですよ。こういうものが出てきた瞬間に、ぱっと立ち上がってやらなければ駄目だと思う。恐らく大和市の基地対策課も、気が付いていないと思うよ。何回も言うけれども、周りの住民は、あの高い塀を乗り越えて、広域避難場所になっていないところへよじ登ることでできませんよ。

絶対基地をどこか開放して、例えば横須賀だって何かあったときには、この地域のこの部分だけは使っているよというような交渉をすべきだというふうに私は思いますので、これはとにかく私の意見として申し上げておきますから、たまたま20日の日に大和市がこういう締結をしましたから、是非頑張ってもらいたいということを言っておきます。

次に、今度は大災害のときにおける相談業務、これについても皆さん方やったぞみたいな感じで、ホームページにも出ておりました。今年の3月29日でございます。これは大災害時における相談業務の応援に関する協定、これをつくりましたよと、こういうことでございます。そこで、この問題についてお聞きします。

最初に、二つ続けて聞きます。一つは、大災害のいわゆる相談業務における業務、この応援に関する協定というのはどういう協定なのかということ、ちょっとあらあら教えてもらいたいというのが一つ。もう一つは、なぜこの協定をこのときに結んだのかということをお教えください。

災害対策課長

長くなりますけれども。まず、どのような内容の協定かということについて、先にお答えいたします。

大規模災害時における相談業務の応援に関する協定ですが、委員おっしゃられましたように、3月29日に締結をさせていただいております。相手方は横浜弁護士会ですとか、あるいは神奈川県建築士会等々、11の専門家の団体で構成する神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会と締結した協定でございます。

協定の内容といたしましては、大規模災害が発生して、県や市町村が被災された県民の皆様からの相談会を開催する場合に、相談業務に従事する専門家を無償で派遣していただくというものでして、協議会に対する派遣要請は市町村が相談会を開催する場合も含めて、県が派遣を要請するという形になっております。

協議会では、県から派遣要請を受けますと、相談業務に従事する方を選出していただきまして、県や市町村が開催する相談会に派遣をしていただきます。そして、専門分野に関する相談業務に従事していただく、これが協定の内容でございます。

次に、協定を締結した理由でございますけれども、県の地域防災計画では、法体制の整備という項目がございますけれども、その中で次のように定めております。すなわち、災害後は土地の測量、登記、建築、不動産鑑定などの土地に関する法律的な問題など様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められるため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し支援を受ける、このように定められておりますけれども、この士業連絡協議会は大地震などの大規模災害が発生した場合に、いろんな分野の専門家の方々がその知識と経験を有効かつ機能的に生かしていただいて、災害復興支援活動を行えるようにということで、平成16年11月に設立された団体でございます。

本県では、災害時の復興対策の整備に役立つということで、この団体の設立当初から職員が会議にオブザーバーで参加したりしておりまして、日ごろの連携を図ってきておりました。昨年度、この士業連絡会の方で、実際に支援活動をするときの災害復興支援活動マニュアルというものを策定する検討を進めておりました。そういう中でマニュアルをつくるだけじゃなくて、県と協定を締結した方がいいのではないかなというふうなことになったということで、私どもの方に申し出があったというふうな経緯がございました。

県といたしましても、この士業連絡協議会と協定を締結できますれば、災害時における専門家の確保ですとか、相談会開催の連絡調整などが円滑に行われまして、相談体制の整備についてより実効性を高めることができるというふうに考えましたので、協定の締結に向けて協議を進めまして、協定の締結に至ったということでございます。

益田委員

士業11団体がこうやって応援してくれるというのは大変有り難い話でございますが、しかも無料だということが、本当に災害に遭っている人たちにとっては、このお金の問題、非常に重要な問題ですから、それは本当に有り難いことだと思いますが、こうやって締結したということで、ただ今頭の中で、あなたが考えている具体的な相談というはどんなのがあるのかなというふうに考えているのか、ちょっと御披露いただけませんか。

災害対策課長

想定され得る相談案件でございますけれども、例えば建物が被災して建て替えたとか、補修をどうやって進めたらいいのか、あるいは仕事に就けなくなった場合に、社会保険の適用をどうしたらいいのか、個々の問題の相談を受けるケースも当然多いというふうに思っておりますが、これだけ多くの専門家の方が集まる相談会を開催していただけるということですので、例えば個人事業主の方の工場が被災して税務のこととか、従業員の雇用の維持ができなくなったとか、あるいは工場を再建したいがどうすればいいのか分からないとか、こういう複雑ないろんな分野にまたがるような問題を抱えた案件というのも、

当然相談が寄せられるというふうに思っております。その場合、先ほどのこの士業連絡会の中には税理士さんとか、社会保険労務士さんとか、いろんな分野の専門家の方々がいらっしゃいますので、こういう体制ができることによって、そういう複数の分野にまたがる問題を抱えた県民の方々から相談を受ける、そういう対応もできるというふうに考えております。

益田委員

この相談会は、県を通じてと、こういうふうにお話が先ほどありましたけれども、実際には市町村、その災害を受けた人が県だけでやるということじゃなくて、市町村もやるのではないかなというふうに僕今思いながら聞いたのね。締結はいいですよ、今のところでね。その場合に、県と市町村の役割分担というのかな、当然それは必要になるよね。なるべく被災者の方の近くで相談に応じてあげるのがいいわけだから、だからその役割分担、この辺のところはどういうふうにお考えですか。

災害対策課長

まず、県は協定の締結主体ということでございまして、それからまた協定にも記載しておりますけれども、相談会への専門家の派遣に関し、協議会との連絡調整窓口という役割を担っております。これは協議会としても派遣できる専門家の数に限りが当然あります。それからあと、県内の開催場所の地域バランスですとか開催時期、こういったものの調整も必要になるだろうということで、県が窓口になって調整をするということにしたものでございます。したがって、県としては市町村からの要請も踏まえながら、相談会の開催場所ですとか、時期とか、そういったものについて協議会と調整を行いまして、市町村が開催する相談会も含めて専門家の派遣を要請するということとなります。

一方、市町村の役割ということでございますけれども、被災者の人数を踏まえていただいて、県とこういう専門家の相談会の開催について調整を図りながら、市町村が相談会を開催する必要があるということになった場合には、県に対して協議会に専門家の派遣をしてもらうよう要請をしていただくと、こういった関係になるのかなと思っております。

それからまた、相談会の開催主体についてですけれども、被災地域が広い地域、広域にわたるような場合など、そういう広域的なニーズがある場合には、県が相談会を開催する、あるいは被災地域が特定の市町村にとどまるような場合、そういった場合には市町村が開催することもあるのかなというふうに考えておりますけれども、やはり災害がどういう状況になるか分からない部分もありますので、その時々様々なケースに応じて市町村や協議会と相談しながら、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

益田委員

相談業務ですから、一刻を争うということでもない場合があるでしょうから、それはそれでやってほしいことで、また士業連絡協議会、ここと各市町村がやるというわけにもいかないだろうから、だから県がかぶせてやっておくと、こういうことだというふうに今大体話を聞いて分かりました。

ただ、今までも、前にもそういったことがあるような気がするんだけど、このいわゆる連絡協議会のようなこういった民間とのこういう今後の協定とい

うのか、そういうのを締結しているというようなことをちょっと聞いたことがあるんだけど、どのような締結をどのくらいしているのか教えてくださいか。

災害対策課長

県では、地震など大規模災害が発生した場合に備えまして、例えば資機材が不足したりとか、人員、物資等を確保するために、今現在ということですがけれども、民間事業者団体等々延べ193の協定を締結しております。民間事業者団体等というふうに申しましたのは、民間事業者団体のほかに他の自治体あるいは国の出先、こういったところと協定を締結しているものもございます。そういったものを含めまして193協定がございますけれども、協定の主なものとしたしましては、食料品やおむつ、日用雑貨、衣類などの生活必需品の物資協定に関する協定、これが最も多くて75件ございます。次に件数が多いのは、道路の復旧ですとか、倒壊家屋の除去、土砂の撤去等に使用する重機の確保など、災害時の応急復旧対策に関するもので47件、3番目に多いのがコンビニ各社のトイレの提供等の帰宅支援に関するものが23件、そのほか放送局や新聞社等との災害時の放送要請や報道協力に関するものが21件というふうになっております。それから、民間事業者だけに限りますと、協定数としては175の協定ということになっております。

益田委員

今かなり多くの団体とおやりになっているようですけれども、今まで向こうから言ってきたから、一つの流れの中でやっていったということじゃないと私は思うんですが、民間業者とのそういう協定締結というのは非常に重要で、今までどういう観点からやってきたと、その切り口をちょっと教えてくださいか。

災害対策課長

大規模災害発生時には、やはり行政の力だけでは十分に対応できないケースが多いというふうに思っています。それから、あと行政が行うよりも、実はいろいろ民間事業者の方々のメリットというのはあると思いますので、そういったものを生かして、いろいろと災害時の対応をさせていただくのが、非常に適当な部分も多いというふうに考えております。

そのために、災害時に不足いたします物資の提供ですとか、あるいは民間の方、事業者の方が保有している設備や場所を提供していただいたりとか、あるいは専門的なノウハウや技術、こういったものを提供していただく、それについて民間事業者のお力をお借りするということによって、迅速な応急対策ですとか、被災者の方々の負担軽減が図られるようにする必要があるというふうに考えておまして、正に民間事業者との協定の締結というのは、そういったことのための体制整備、災害時の体制整備の一環としてとらえまして、推進しているものでございます。

益田委員

今、民間事業のメリットという言葉が出てきたけれども、ちょっとそこが分からなかった。民間事業者のメリットというのは、どういうことが民間事業のメリットがあるんですか。

災害対策課長

例えばということでお話しさせていただきますけれども、帰宅困難者の関係での協定で、コンビニですとか、ガソリンスタンドなどと締結しておりますけれども、そういったところでは、帰宅困難者をサポートしていただくために、情報提供をしていただいたりとか、あるいはいろいろな水とかトイレを貸していただくということで、そういったステーションが、ガソリンスタンドとか、コンビニとかいろんなところにありますので、そういった設備を有しているということで、そういったものをお借りするというようなメリットがあるのかなというふうに考えております。

益田委員

民間事業者のメリットと言うから、民間事業者が場所を提供すれば、何らかの自分の方が潤うからというふうに聞こえたので、そうじゃなくて、被災者にとってそういうところが必要だからという意味ね。民間事業者のメリットと言うから、何かそういうところが被災者の人たちのこの対応の中で、何か大きなメリットを追求しているのかなと思ったから、そんなことは考えてないのではないのと思ったので今聞いたんです。

それで、いずれにしてもいろんな事業者からの応援というのは絶対必要だと思うんですけれども、一応この質問の最後の締めとして、今後どのように取り組んでいこうとしているのか教えてください。

災害対策課長

まず、今回の協定締結の相手方でございます神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会とは、今回締結した協定が災害時に円滑に機能するように、連絡体制の整備等々、協定の内容について細部の調整を進めていきたいと考えております。そのほか協議会が災害時に後方支援活動を行うためのマニュアルの作成作業を進めておりますので、必要な情報があれば県としても提供するなど、一層連携を強化していきたいというふうに考えております。

このほか、これまでに協定を締結した民間事業者の皆様方とは、平素の訓練や情報交換などの機会を通じまして、相互の連携、協力の一層の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。今後とも災害時の応急対策をはじめまして、県民の皆様が真に必要とされる物資の供給、帰宅困難者への支援など、様々な分野で多くの民間事業者の方々のお力が必要というふうに考えておりますので、協定の更なる充実を図っていきたいというふうに考えております。

益田委員

いずれにしても、この民間との協力というのは非常に重要な問題ですから、重要ですからといっても頼るしかないんだよ、実はね。だから、本当に丁寧に被災者のことを考えて頑張ってもらっていただきたいと思います。

時間を考えつつ質問しなければならぬので、答弁も簡潔にお願いしますね。

BCP、この問題について伺います。BCPというのは、業務継続計画です。これについてお伺いしたいと思います。

これは神奈川県のBCPについては、昨年12月に策定したとこういうことでございますし、去年の12月だけかな、この計画案については報告を受けました。それで、これで全国的には神奈川県というのはかなり先進県なんだと思う

んだけれども、そのBCPの全体像と考え方の特徴、これをちょっと話してください。

危機管理対策課長

業務継続計画の基本的な考え方でございますが、県といたしましては広域的な自治体として県民の安全・安心を維持する上で重要な責務を担っているということがございまして、大規模地震など大きな危機事象が発生した場合、県庁も被災しますので、必要なものなどの支援が著しく不足する。その中にあっても県職員は膨大に発生する応急対策業務、併せて県民生活や経済活動に重大な影響を及ぼす通常業務にも、これを中断することなく継続していく必要があると。この認識の下に、そのためには限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分して、その他の業務は積極的に休止していくことが必要になります。こうした観点で神奈川県業務継続計画を策定しておりまして、各所属の業務を洗い出して、非常時優先業務を選定いたしまして、それぞれの業務の影響の重大性のレベルに応じて復旧目標時間を設定しているところでございます。

併せて特徴ということでございますけれども、これは内閣府の中央省庁業務継続ガイドライン、これを参考として策定したわけでございますけれども、ほかの都道府県と比べましても、本県の計画の特徴といたしましては、想定事象に大規模地震と新型インフルエンザ、タイプの異なる二つの事象を対象としておりまして、この辺がはん用性のある計画ということで特徴と申し上げられるかと思えます。

益田委員

そこで、計画はつくった、しかしながらこのBCPというのは結構、実効性を高めるには大変だなと。絵にかいたもちにならないように気を付けなければいけないなど、こういうふうに思うんですけれども、今おっしゃったことの組織内への周知徹底だとか、職員への意識付けというのは非常に重要で、これをつくった12月以降、どんなことをやってこられたのか教えてください。

危機管理対策課長

正に今、委員御指摘のとおり、計画の策定につきましては、私どももあくまでこれがスタートであるという形でとらえております。

今後この計画を職員に浸透させて、さらに研修や定期的な点検を重ねていくことで、この計画の実効性を高めて、発災時には実際に行動できるような対応能力の向上を図っていくということが重要であると認識しております。こうした考えで、昨年12月、計画策定後でございますが、2月には県各局の危機管理担当者の会議を開催いたしまして、各局で取り組むべき事項を確認しております。さらに、4月、本庁再編がございましたので、これを踏まえまして改めて各所属の非常時優先業務を見直した上で、再整理するという作業を全庁で行ってきたところであります。

また、今後につきましても、すべての県職員の意識付けということが重要でございます。この非常時優先業務、一覧になっておりますので、この一覧を県内部のイントラネットのかながわ情報プラザ、このトップページに掲載いたしまして、職場職員への一層の浸透を図りたいと。また、非常時の業務マネジメ

ント、核となりますのは所属長でございますので、この所属長を対象に危機対応力の向上のための研修、これを実施することに徹しているところであります。

益田委員

今の一番最後のところが非常に重要で、やっぱり所属長がどうなのかというのが非常に重要だよね。一職員も当然このBCPについては意識を持ってもらわなければならないけれども、所属長勝負だと私は思うんですが、今話がありました、この演習をどんな内容でやるつもりなのでしょうか。

危機管理対策課長

今回の所属長演習では、危機発生時における具体的な対処方法、これをイメージしながら業務継続計画そのものの理解を深められるような実践的な研修を企画しているところでございます。具体的には、大地震、大規模地震の発生を想定しておりまして、所属長としてこの際まず何を考えて、何を指示しなければならないか、また具体的なシミュレーションを通じまして、所属長一人一人がイメージを持ちながら、切実に考えられるようなそんな演習にしたいと今考えて企画しているところであります。

益田委員

所属長といえども、ある時期が来ると代わっていくわけで、お役所というのは。だから、本当にこれはその都度、きちっと引継ぎ事項の中でBCPの問題はやっていかないと、どこかで途切れちゃったらえらいことになるなというふうに思いますので、それはお願いしたいと思います。

そこで、やはり市町村との連携というのは非常に重要でございまして、市町村、本当に心配なんだよね、人材の問題で。そこで、県内の市町村の策定状況、ちょっとお話ししてくれますか。

危機管理対策課長

県内市町村の策定状況につきまして、想定事象ですけれども、大規模地震に対するものと新型インフルエンザに対するものに分けて回答させていただきます。

平成22年4月30日現在、大規模地震につきましては、策定済みの市町村はございません。策定中が7市町と聞いております。新型インフルエンザにつきましては、策定済みが18市町、策定中が6市町、こういった状況でございます。

益田委員

本当にこれは大変だけれども、実は市町村が重要でございまして、被災して役所がぶっ飛んじゃうわけだよね。地震の場合なんかはね、インフルエンザは別にして。そういうときに、それをどういうふうにするかというのは、これは市町村にちゃんとしててもらわないことには、その瞬間から市役所の業務がアウトになってしまって、被災者がどこに何かを求めていっても、何も解決しないということになってしまう。したがって市町村の業務継続計画いわゆるBCP、その策定を進めるために、県は本当に何か考えて応援してあげなければならないと思いますが、何か考えていることがあったら教えてくださいませんか。

危機管理対策課長

正に委員おっしゃるとおりでございます。市町村は県との業務のかかわりも深いところでございまして、非常時におきましても県と連携して対処をいろいろ

ろしていく必要がございます。そのように県が業務継続計画を確実に実行していくためにも、市町村におきまして業務継続体制を整えておくことは重要なことと考えておりまして、これは本県のこの業務継続計画の中でも、市町村計画の策定支援ということで触れているところでございます。

そうしたことから、本県ではかねてから、計画の策定段階から市町村に対して情報提供を行ってきております。また、この計画を策定した後、今年2月には市町村の安全防災課長会議におきまして、県の業務継続計画の説明、参考となる資料の提供等について周知しているところでございます。また、国におきましても同様の認識を持っていまして、この4月には内閣府から地方公共団体の向けに業務継続の手引というものが策定されております。本県におきましても、これを県下全市町村に配布して調査の取組を促したところであります。

この手引では、非常時優先業務の選定基準の提示等を比較的簡易な手法も取り入れられておりまして、こうした手引等の活用によって今後、各市町村における取組が促進されていくことが期待されるところであります。本県としても、こうしたツールを活用しながら、引き続き支援していくとともに、説明会の開催等についても検討してまいりたいと考えております。

益田委員

今お話の中で、BCPのその計画をつくっていくことについて市町村に情報提供をしていますと。これは全市町村にくまなく情報提供していますよと、こういうことなのかしら。

危機管理対策課長

今回のこの手引につきましては、全市町村に実際に配布しております。

益田委員

ちょっと答えにくいかもしれないけれども、そういう情報提供をちゃんとしてあるにもかかわらず、ほとんどの市町村がこのBCPについてきっちり今現時点でやっていないというのは、何が原因だと思いますか。

危機管理対策課長

今、手引の御説明をさせていただいた中でもちょっと触れたんですが、基本的に業務の洗い出しといいますか、膨大な作業を伴う面がございます。そういった面と、あとやはりこれにつきましては危機認識といいますか、まず着手するということが自体が、なかなかそのきっかけがないのかなと。なかなか進まない要因としては、そういったところが挙げられるのかなと考えているところでございます。

益田委員

ということは、これは究極はトップマネジメントできっちりやるしかないわけで、要するに首長さん、市長会の市長さん、こころ辺の人たちが、このBCP問題については本気で考えなければいけないんだよね。もちろん、町長さん、村長さんもそうですよね。民間はBCPというのは当たり前だから、大企業は。自分のところのこのコンピューターがどこかで吹っ飛んだときには、ちゃんとサポートするものがちゃんとできているところは全部できているわけだね。それが神奈川県内の首長さん、いわゆる市町村、首長さんだ、要するにね。市町村の首長さんの意識、ここが非常に重要だなと。この人たちがやれと命令す

れば、逆に言えばみんなやるわけだから。それこそが災害時を乗り切るための最大の県民サービスだし、市民サービスだし、市民の生活安全を守るための手段だと僕は思いますが、この点はいかがか。

危機管理対策課長

今きっかけということで申し上げたところでございますけれども、業務継続計画そのものにつきましては、これは組織全般にわたる業務を洗い出して、さらに組織として優先順位を付けて、限られた資源を配分するという作業を伴いますので、正に委員御指摘のとおり、トップマネジメントに属するものということが言えるかと思えます。その意味でお話のありました市町村のトップである首長、市長へ直接働き掛けるということは、非常に効果があって意義のあることと受け止めております。

今後、市町村の業務継続計画の策定、これの支援につきましては、いろいろ講じていきたいと考えておりますが、市長会議であるとか、町村長会議、こういった場を活用いたしまして、計画策定を働き掛けることも検討してまいりたいと考えております。

益田委員

最後に申し上げますが、やっぱり市長さんにぴしっとこちらがどれだけ強く言えるかだと思いますよ。それが住民を守ることだもの。だから、市長会の中でも今、市長会の会長は茅ヶ崎かなんかだと思いうけれども、ああいった人たちを個別に撃破して、ちゃんとその市長会のテーマの中にBCP問題というのをちゃんと入れる、町村長会にBCP問題を入れるというところからやらないと、BCPってそんなの食べたことないなんて言うのがいそうな気がするから、だから本当にこれはちゃんとやらないと、どえらいことになると思いますよ。だから、申し上げておきますから、是非そのテーマの中に、市長会とって何だか知らないけれども、よく訳が分からない連絡会議ばかりやっていないで、こういったものをちゃんとやってくださいよぐらいのことを言って、お願いした方が私はいいと思います。

いずれにしても、今後はこのBCPをどうやって補強していくのかということとは非常に重要なことだと思いますので、是非頑張ってやっていただきたいと思えます。私は以上です。